

# 市連協ニュース

さいたま市 委託実施基準の改正について

2024.11.26 さいたま市学童保育連絡協議会

## 委託金制度が改正、常勤職員 2 名配置で委託金 270 万円 UP へ！

9月に行われたさいたま市議会で、学童に関する委託金の基準額が改正され、学童保育の新たな委託金制度を含む補正予算案が採決されました。改正された委託金の基準額は以下の図の通り。

### 委託実施基準の改正による委託金額の変化

#### 既存の委託金基準額

基準項目		
事業経費	①1-19人	2,558,000円 - (19人 - 児童数) × 29,000円
	②20-35人	4,734,000円 - (36人 - 児童数) × 26,000円
	③36-45人	4,734,000円
	④46-70人	4,734,000円 - (児童数 - 45人) × 69,000円
運営経費	(1)開所日数加算	8時間以上開室するクラブ 年間開室日数-250日) × 19,000円
	(2)長時間開所加算 (平日分)	1日6h以上かつ18時超時間×409,000円
	(3)長時間開所加算 (長期休暇分)	1日8h年間平均時間数×184,000円
	(4)育成支援体制強化加算	240,000 + 児童数×31,080 (最大1,451,000円)

新たに創設された常勤職員 2 名以上が配置されている場合の基準額では、基本額が大幅にアップ、その他の開所日数加算や長時間加算も基本額に合わせて増額されています。

それ以外の場合の基準額についても微増しており、常勤 2 名が配置できなかった場合は右側の基準額での支給となります。

新たに創設

既存の枠も微増

	常勤2名以上を配置した場合		それ以外	
事業経費	①1-19人	4,313,000円 - (19人 - 児童数) × 29,000円 (1,755,000円増)	2,629,000円 - (19人 - 児童数) × 29,000円 (71,000円増)	
	②20-35人	6,552,000円 - (36人 - 児童数) × 26,000円 (1,818,000円増)	4,868,000円 - (36人 - 児童数) × 26,000円 (134,000円増)	
	③36-45人	6,552,000円 (1,818,000円増)	4,868,000円 (134,000円増)	
	④46-70人	6,552,000円 - (児童数 - 45人) × 75,000円 (1,818,000円増)	4,868,000円 - (児童数 - 45人) × 75,000円 (134,000円増)	
運営経費	(1)開所日数加算	R6年度は293日 年間開室日数-250日) × 26,000円 (280,000円増)	293日計算で (280,000円増)	293日計算で (40,000円増)
	(2)長時間開所加算 (平日分)	1日6h以上かつ18時超時間×671,000円 (262,000円増)		1日6h以上かつ18時超時間×421,000円 (12,000円増)
	(3)長時間開所加算 (長期休暇分)	1日8h年間平均時間数×302,000円 (8時-19時開室で×3h 354,000円増)		1日8h年間平均時間数×190,000円 (8時-19時開室で×3h 18,000円増)
	(4)育成支援体制強化加算	240,000 + 児童数×31,080 (最大1,500,000円) (最大49,000円増)		240,000 + 児童数×31,080 (最大1,500,000円) 最大49,000円増)

改正の内容は、学童の常勤支援員を 2 名以上配置した際の委託金基準額を、既存の制度と比べて最大で 270 万円を増額するもので、規模的には 2012 年の委託基準改正以来の大幅な改正となりました。ただし、今回の基準額改正の対象になるのはあくまで「常勤職員を 2 名以上配置した場合」に限ります。ではどのような職員を置けば増額の対象となるのでしょうか？

## ◆常勤職員 …対象となる職員の定義

さいたま市から出された委託実施基準における常勤職員の定義は、

クラブごとに定める運営規定に記載されている開所している日及び時間のすべてを年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員を言います。(中略)運営規定どおりに開所した場合の1週間の総開所時間数(40時間を超える場合は40時間を上限とします)の8割以上を育成支援の業務に従事する職員も対象に含めます。

と書かれています。フルタイムで働いている職員さんはもちろん常勤として数えられます。次にそれ以外の職員についてみると、市連協加盟の一般的なクラブでは開所時間を10時~19時、土曜日も開所しているクラブでは週の開所時間が合計51時間となります。週の上限40時間で8割という計算になりますので、週32時間以上勤務している職員が常勤ということになります。この条件を満たす職員が2名以上、年間を通じて配置されているクラブが対象となります。

## ◆対象となる期間について

この増額は、基本的には「年間を通じて職員を配置」することを前提としています。そのため、

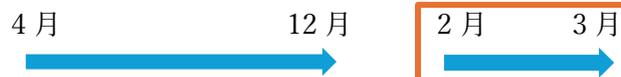
年間を通じて体制が確保することができなかつた場合は、当該年度の3月から逆算して体制を維持した期間に限り適用することができます。当該基準額の適用ができなくなつた期間については、支払い済みの委託料を返還いただくことになります。

という注意事項が書かれています。

つまり一年を通じて2名以上の配置ができていればもちろん問題はありませんが、配置のできなかつた期間があつた場合は、以下の例のようになります。

例) 4月-12月は2名配置できたが、1月にそろわず2月から再度2名配置した場合

4月 12月 2月 3月



3月から逆算して2月までさかのぼれるので、対象期間は2~3月の2か月間となり、4~12月の増額分は返還

例) 12月までは2名配置できたがそれ以降体制が取れなかつた場合

4月 12月 3月



3月に体制がそろっていないので対象期間は無し。4~12月の増額分は返還

## ◆制度上の課題 結局委託金は増えたけど…

### ①対象期間と返金のルール

この規定の意味するところは、当該年度の委託金を総額でいくらもらえるのか?というのが年度末の3月にならないと確定しないということです。つまり、この増額分を見込んで給与を上げて職員の募集をしたり、保育料の引き下げを実施したとしても、2名以上の職員がそろわなかつた期間によっては増額した分の返却を求められることになってしまいます。給与として支払ったものを支援員に返金を求めるのも、保育料の引き下げ分を年度末で再度保護者から集金するというのもどちらも現実的ではありません。当該年度内に支援員の処遇改善や、保育料の軽減に充てることは運営上の大きなリスクになってしまいます。

これではせっかく委託金を用意されたのに、増額の目的である「安定的な運営」につながっていないとは言えません。単純に常勤2名以上の体制ができた期間を対象として支給できる制度が必要です。

## ②常勤の定義における労働時間の問題

もう一つ問題になるのは、育児時短、介護時短など時短勤務の職員です。時短勤務の契約を結ぶ場合、週30時間の契約をすることが多いと思われませんが、週30時間では常勤の定義である8割、週32時間をクリアできないので、常勤として数えられないことになってしまいます。時短勤務の方を32時間で契約を結びなおすなどのひと工夫が必要になるでしょう。

## ◆なんでこんなルールにしたの？ 大元は子ども家庭庁

このように、増額分が非常に使いづらい制度となっている改正委託金ですが、この制度自体はさいたま市が独自に作ったわけではなく、常勤職員の定義も返金のルールも子ども家庭庁が作った制度をそのまま上から下へ同じ内容で採用した、というのが市の実情です。

さいたま市の独自予算で解決を求めるという手もなくはないのですが、地域の議員・行政をまきこんで大元の子ども家庭庁に改善を求める、という全国的な動きも必要になるでしょう。

## ◆もう一つの課題(?) このお金、どうやって使いますか？

もうひとつ、無事にお金がもらえたとして、そのお金をどう使うか？ということも、保護者会としては悩みどころではないでしょうか。

この委託金自体は運営費全体への上乗せとして支給されるため、「〇〇に使わなくてはならない」という縛りはありません。もちろんこれまでに市へ要求してきた支援員の処遇改善、求人に係る経費、保育料の低減など使い道はたくさんあるのですが、どこにどれだけ使うのか…というのは迷うのではないのでしょうか。

運営体ごとにもらえる金額も違えば考え方も異なる部分があると思いますが、こんな時こそ市連協の集合知の力で委託金の活用方法について交流を行いたいと考えています。直近の12月役員会、もしくは別日での交流会などでそのような時間が持てるよう検討しておりますので、各会の担当の方はお知らせに注意を払っていただければと思います。



これまでに何年もの間要求し続けてきた委託金の増額が、完全な形ではないとはいえようやく手の届くところまで来ています。この委託金をもっと使いやすく、地域の実情に即した形で実施されるよう、もう一息の働きかけが大事です。今まで以上に会員の皆さんで力を合わせ、行政に働きかけていきましょう。